

日バス協業第108号

令和6年4月1日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会

会長 清水 一郎

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃収入の増加を目的としない
運賃の上限変更に関する処理方針について

平素より当協会の運営に関して、格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、国土交通省物流・自動車局から「一般乗合旅客自動車運送事業における運賃収入の増加を目的としない運賃の上限変更に関する処理方針について」別紙のとおり通達が
発出されました。

貴協会におかれましても、その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお
願いいたします。

担当:業務部 松浦

TEL:03-3216-4014